

[特別賞]

9日間の闘い 「被告人を信じる」ということ

工藤ゆかり 香川県弁護士会・65期

はじめに

本稿では、保釈取消決定に対して抗告を申立て、「保釈取消決定」の「取消決定」という一風変わった決定を得た事件について、ご報告したい。

この事件は、原決定における裁判所の実事認定に誤りがあることを理由に原決定を取り消したものであり、「被告人を信じる」という刑事弁護人の原点を学んだ、私にとって非常に思い出深い事件である。

当時、私は弁護士2年目。法テラスのスタッフ弁護士として香川に赴任してから半年が経過していた。

事案の概要

本件は元交際相手の自宅に包丁を持って押しかけ、玄関先で応対した元交際相手の妹を突き飛ばして自宅の中に入ろうと試みるも、鍵が掛かっていたために断念したという銃刀法違反、暴行、住居侵入未遂事件である。

被告人のAさん(当時23歳)は両親と兄、祖母の5人家族。職場の同僚であったVさんと約3年間交際しており、結婚も考える仲にあった。2人はAさんの親友であるXさんと3人で遊ぶことが多かったが、次第にXさんに惹かれるようになったVさんは、「Aさんと別れ、Xさんと付き合いたい」とAさんに打ち明けた。

Vさんに別れを告げられたこと、そしてXさんがVさんと付き合うことを了承したことは、Aさんにとって強い衝撃であった。恋人と親友の両方に裏切られたと考えたAさんは、自殺を考えるまでに落ち込み、その後約2週間にわたり、メールや電話でVさんに執拗に復縁を迫った。「復縁ができないのなら、Vさんの手で殺して欲しい」と考えたAさんは、包丁を持っ

てVさんの自宅に押しかけ、本件の事件を起こすに至った。

初回接見——第1回公判期日

1 被疑者段階の弁護活動

2014(平成26)年6月上旬、当番弁護の要請を受けてAさんに接見し、刑事被疑者弁護援助を用いて受任することとなった。

初回接見時のAさんの印象は、車と音楽と写真撮影を趣味とする、どこにでもいる普通の青年であった。これまで前科前歴は無く、当然逮捕されるのも初めてのAさんは、VさんやVさんの妹に申し訳ないことをした、と涙を流しながら私に述べた。Vさんがまだ好きなのか、という私の質問に対し、Aさんはいけないとわかっているが、まだ好きな気持ちは残っていると率直に答えた。

初回接見から2日後、Aさんの両親と事務所での面談を実施した。両親からは全面的な協力を約束していただき、早期の釈放を目指し、Vさんおよび妹への被害弁償と謝罪を行うこととなった。

担当検察官は本件について、相当悪質なストーカー事案であるとの見解を有していた。しかし、Aさんが交際を解消してから事件に至るまでの期間はごく短く、接見を重ねる中でも次第に気持ちを整理している様子が伺えた。また、Aさんには勾留期間中にVさんへの謝罪文を書いてもらったが、こちらも非常に真摯な文章であった。元々はやや内向的な、大人しい性格の青年が、大事にしていた人間関係が一気に壊れたために、一時的な激情に駆られた事件、というのが私の事件の印象だった。

被害者に対しては、Vさんの母親を窓口被害弁償の交渉を試みた。しかし、Vさん一家のAさんに対

する被害感情や恐怖心は非常に強く、勾留満期までにVさん一家やXさんに対する接近禁止の合意を行うのが精一杯であった。この接近禁止の合意書には、Vさん一家の意向により、違約金の条項を付すこととなった。また、Aさんが当時の職場を退職することや、Aさんの携帯電話から関係者の連絡先を削除することといった条項も盛り込まれた。

2 公判段階の弁護活動

罰金刑を目指して活動したものの、結局正式に起訴されることになったため、起訴と同時に保釈請求を行った。検察官は準抗告まで争い、最終的に保釈保証金を300万円とする保釈許可決定が下りた。また、保釈条件として、Vさん、Vさんの妹、Xさんら事件関係者への接触を禁じる旨の条項が付いた。保釈保証金については、Aさんの両親が全額を捻出した。

起訴後、Vさんの母親と改めて交渉を行い、VさんおよびVさんの妹への被害弁償を実施すると共に、Aさんや両親との打ち合わせを重ねた。

Aさんは保釈後、別の会社に正社員として就職し、カウンセリングに通い始めた。また、Aさんが仕事以外で外出するときはAさんの家族が極力付き添い、やむをえずAさん一人で外出する場合にも必ず行き先を報告して、外出先からも連絡をとり合う態勢を作っていた。

さらに、Aさんは勾留期間中に自発的に担当刑事に依頼し、携帯電話の還付を受ける際、警察の手でVさんら事件関係者の連絡先を削除してもらっていた。そこで、事件関係者の連絡先が残っていないことを証拠化するため、Aさんの携帯電話の画面を撮影し、写真撮影報告書を作成した。

Aさんは保釈後にVさんとの思い出の品や写真を全て処分した、Vさんのことは吹っ切ったと語り、職場で新しい人間関係もできたし、今は新しい友人と遊びに行くのが楽しい、と明るい笑顔を見せていた。

8月上旬、第1回公判期日が開かれた。本来は一回結審で終結する予定の事件であったが、情状証人として出廷した母親に対し、裁判官が長時間の補充尋問を行ったために時間が押してしまい、被告人質問の時間を十分確保できない事態に陥った。弁護人としてはAさんの話こそじっくり聞いてほしいという思

いがあったため、被告人質問のために別途期日を設けることを要請した。裁判官もこれに同意し、9月に第2回公判期日を設けることとなった。

9日間の闘い

1 勾留1日目——突然の保釈取消決定

第2回公判期日を1週間後に控えた木曜日の午後5時。Aさんの母親から事務所宛に一本の電話が鳴った。

「Aさんがまた勾留されてしまった」という一報であった。

あまりの衝撃に、その意味を理解するのにしばらく時間がかかった。まさかAさんが、という思いであった。母親も同じ気持ちだったのだろう、電話口から聞こえる声には、相当の混乱が滲んでいた。

間もなく、裁判所からAさんが保釈条件に違反したため、保釈を取り消して再度勾留した旨の連絡があった。急いで担当検察官に連絡をとったものの、検察官は不在であった。しかし、検察事務官から「AさんがVさんに電話したこと」が取消理由であること、Aさんの勾留場所が高松刑務所であるとの情報を得ることができた。

とにかく一刻も早く、Aさんに事実確認をしなければならぬ。既に刑務所所定の接見時間は過ぎていたが、必要性を強く訴え、夜間接見を実施した。

Aさんは接見室で私の顔を見るなり、一体何があったのか、何がなんだかわからない、と必死に訴えてきた。私が取消理由を告げたところ、Aさんは非常に驚き、Vさんに電話などかけていない、心当たりはまったくないときっぱりと否定した。Aさんのその表情に、嘘はないと思えた。

Aさんはやっていない。やっていないのだから、徹底的に争うしかない。

私は闘う覚悟を決め、刑務所をあとにした。

2 勾留2日目——東京からの情報収集

この日はもともと、東京への出張を予定していた日であった。Aさんのことが気かりではあったが、事務員に記録の謄写を依頼しておき、高松から東京へと出発した。

空港で東京発の飛行機を待つ間、ようやく検察官

に電話がつながった。検察官から得られた情報は、以下のようなものであった。

- ・取消理由は、8月下旬にAさんがVさんに電話を1回非通知で掛けたこと。
- ・疎明資料はVさんの供述調書と、Vさんの携帯電話の着信履歴を撮影した写真撮影報告書。Vさんの携帯電話には非通知の着信履歴がある。
- ・携帯電話会社の照会結果より、Aさんの携帯電話の発信履歴は確認しているが、Vさんの携帯への発信履歴はない。非通知通話の発信元は現時点では特定できていない。

午後には事務員がデジタルカメラで保釈取消請求書と疎明資料を謄写したデータを、電子メールで送ってくれた。保釈取消請求書の内容は、事前に検察官から得た情報から想定していた内容と、ほぼ一致していた。

Vさんの供述の概要は、「8月下旬の夜にVさんの携帯電話に非通知の着信があり、約4分間通話した。電話の相手は当初無言だったが、Vさんが相手に『Aさんですか』と尋ねたところ、『Aです』と名乗り、『部屋からこっそり架けている。声が聴きたかった、ごめんね』と述べた」というものであった。

この疎明資料だけを見れば、私が裁判官でもAさんが保釈条件に違反したという判断をしたらどうだろう。しかし、実際にはVさんの供述には、発信元の特定という当然あるべき客観的証拠の裏づけがないのだ。争う余地は十分にある。私は出張先で、夢中になって抗告申立書のドラフトを書き上げた。

3 勾留3日目——証拠をつかみ取れ

東京から帰郷し、刑務所へ直行した。土曜日の午後であったため、本来は刑務所での接見が認められない時間帯であったものの、刑務所に特別に許可してもらい、Aさんと接見することができた。

さっそく、Aさんに保釈取消請求書と疎明資料の概要を伝え、電話があったとVさんが主張する日時は何をしていたかを確認した。残念ながらAさんには、その時間に何をしていたかという具体的な記憶はなかった。

ただ、Aさんは仕事から帰って夕食をとった後は、自室のノートパソコンでインターネットを閲覧するのが日課であり、その日もおそらく普段の日課どおりに

自室に一人で過ごしていたはずだ、という話を聞くことができた。

自室に一人でいたというAさんの話は、Vさんが証言する電話の人物の発言内容と一致する。Aさんのアリバイを証明する人物はいない。しかし、Aさんが普段の日課どおりに過ごしていたという話が事実であれば、インターネットの閲覧履歴は残っているかもしれない。

一縷の望みをかけ、Aさんの両親に対し、Aさんの部屋のノートパソコン、自宅の携帯電話・固定電話をすべて調べてほしいと依頼するとともに、Aさんの部屋の様子を写真撮影し、電話の設置場所を含めた自宅全体の間取り図を準備してほしいと依頼した。

4 勾留4日目——両親との打合せ

日曜日、事務所で両親との打合せを実施した。両親は私が依頼した証拠を、指示どおりに集めてくれていた。

AさんおよびAさん家族の携帯電話の発信履歴の写真、自宅の間取り図とAさんの部屋の写真、そしてAさんの部屋のノートパソコンのインターネット閲覧履歴を撮影した写真。

Aさんの携帯電話、Aさん家族の携帯電話には、いずれも該当日時にVさんの携帯への発信履歴はなかった。そして、AさんがVさんに電話したとされる時間の最中、Aさんのパソコンにはインターネットで動画サイトを閲覧した履歴が残っていた。

自分のパソコンで動画のタイトルを検索したところ、ポップな雰囲気映像が流れだした。洋楽のプロモーションビデオであり、Aさんがそのとき聴いていたものだろうと思われた。

しかも、電話をしているとされる時間の最中に、別のプロモーションビデオを閲覧した履歴があり、その前後1時間の間にも同様の動画や車・カメラに関するサイトの閲覧履歴が数分置きに並んでいた。いずれもごく健全な内容のサイトで、以前から聞いていたAさんの趣味と合致するものであった。

無論、動画を流しながら電話すること自体は不可能ではない。しかし、仮にAさんがどうしてもVさんの声を聞きたい、電話をかけたいという衝動に駆られて電話をかけたのだとしたら、Aさんは相当電話に集

中してははずである。声を聞き取るのに妨げになるようなBGMをかけることも、電話の最中にパソコンを操作していることも不自然である。電話の前後に、何事もなかったように普通にネットサーフィンが続いているのも奇妙だ。

閲覧履歴を見て、やはりAさんはやっていない、と確信を深めた。

この日は証拠の確認に加え、Aさんの父親の陳述書を作成した。陳述書にはAさんの家族構成や自宅の様子、保釈されてからのAさんの生活状況、Aさんのノートパソコンの利用状況や各写真の撮影状況等について記した。

陳述書の作成を行っている最中、父親がぼつりと呟いた。

「先生、息子は本当に電話をかけていないのでしょうか。私たちは息子を信じてよいのでしょうか。もし息子がVさんに電話をかけたのなら、保釈保証金が没収されて息子が勾留されることも、合意書どおりに違約金を支払うことも当然だと思っているのですが」。

Aさんの父親の疑問は、これまで私も心のどこかに抱えていたものであった。本当は、AさんはVさんへの未練を残していたのではないか。Vさんのことを吹っ切ったというAさんの言葉は真実だったのだろうか。

しかし、接見の際のAさんの表情や言葉は、嘘を吐いている人間のものではない。Aさんの主張を裏付ける証拠もある。私は両親を励まし、Aさんを信じて最後まで一緒に闘おうと伝えた。

5 勾留5日目——抗告申立書の提出

月曜日午前、刑務所に行き、インターネットの閲覧履歴をAさんに見せて確認した。閲覧履歴を見たAさんは各サイトがどのようなものか、なぜそのサイトを見ていたのか、詳しく説明してくれた。

この日はそのまま、Aさん本人の陳述書を作成した。陳述書には保釈後のAさんがどのような日常生活を送っており、該当日時に何をしていたかということ、そして突然の保釈取消への驚きと、自分は絶対に電話などかけていないというAさんの思いを盛り込んだ。

事務所に戻り、抗告申立書を仕上げて提出した。

抗告申立書には、以下の内容に重点を置いて記載した。

- ① Vさんとはとくに疑問を持たず夜間の非通知通話に対応しており、電話の相手が「Aです」と名乗った後も数分間会話を続けている等、供述内容が不自然不合理であること、発信元の特定が為されておらず客観的証拠の裏づけを欠くこと
- ② Aさんの供述が客観的証拠（インターネットの閲覧履歴、各携帯電話の発信履歴）に整合すること
- ③ 仮にAさんがVさんに架電した場合、Aさんは保釈取消や合意書に定める違約金の制裁を受け、新しい職場も失う立場にあり、何重ものリスクを冒してまでVさんに架電する動機がないこと

疎明資料としては写真撮影報告書と陳述書のほか、インターネットの閲覧履歴に残っていた動画サイトについて、アドレスや再生時間、動画の内容がわかるスクリーンショットを盛り込んだ弁護人の報告書を添付した。また、合意書やAさんの携帯電話の画面の写真等、公判で提出した証拠も複数引用した。

抗告申立書を提出したのと前後して、担当書記官から電話がかかってきた。裁判官は当初の予定どおりに次回の公判期日で結審する旨の意向を有しているが、弁護人の意見はどうか、という内容であった。

驚いて、こんな状況で結審などできない、と書記官に抗議したところ、電話の相手が裁判官に交代した。

裁判官は当然、保釈取消決定において疎明資料を参照している。裁判官からは、AさんがVさんに電話をかけたことは公訴事実そのものとは別の事実であって、本体の裁判との関係ではさほど重要ではないと考えているし、早期に結審したほうが被告人の利益でもある、と説明された。

抗告審の決定も出ていないのに、今結審などできるわけもない。私は必死に反論した。

「Aさんは電話をしていないと主張しているんですよ。AさんがVさんに電話をしたかどうかは、Aさんの反省状況等も含め、本件の根幹に関わる極めて重要な情状事実です！」

裁判官はしばらく考えていたが、必死の抗議が通じたのか、続行期日としたうえで直後に打合せ期日を設けることとなった。

6 勾留7日目——Aさんとの接見

勾留7日目。接見を重ねるたびに、Aさんが憔悴していったのがわかった。Aさんは被疑者段階においても、留置施設での生活が辛い、早く外に出たいと何度も訴えていた。ましてや、今回はまったく身に覚えのない事実での勾留である。

抗告審の結果が棄却に終われば、特別抗告まで争うことも覚悟していた。しかし、抗告に対する決定が出るまでの程度の時間がかかるのかはわからない。私は早く出たい、と訴えるAさんをただ励まし続けるしかなかった。

7 勾留8日目——第2回公判期日と高検からの意見書

午前、第2回公判期日を実施した。検察官・弁護人相互に証拠請求を行い、検察官はVさんの証人尋問を請求する可能性も示唆した。

本来、何事もなければ、Aさんはこの日に結審を迎えているはずであった。手錠を掛けられ、連行されてくるAさんの姿に心が痛んだ。

直後に開かれた打合せ期日は、争点であるAさんの架電行為について、情状事実としてはさほど重要でないという見解を示して立証を制限しようとする裁判官に対し、検察官・弁護人双方が反対の意見を述べて紛糾したが、とりあえず抗告審の結果を待つ、ということで落ち着いた。

午後には高検から意見書が届いた。意見書には捜査機関が裏づけ捜査を行っているが、発信元の特定は未だ果たせていないことが明記され、インターネットの閲覧履歴はアリバイ工作の可能性があること、Aさんが足のつかない電話を入手して通話した可能性があること等を中心に記載されていた。

8 勾留9日目——勝ち取った取消決定

勾留9日目。私の手元に高裁の決定書が届いた。主文には、「原決定を取り消す」と記載されていた。

高裁の決定内容は、弁護人・検察官双方の主張に一定の理由があるとしながらも、「Aさんがアリバイ工作を行い、捜査機関に発覚していない電話を用いた」という検察官の主張は抽象的な可能性であった裏づけを欠くことに加え、検察官のストーリーに沿うと、Aさんは自身の架電行為が発覚しないよう、相

当周到な計画を練っているのであるから、電話の中で相手が「Aです」と名乗ったとするVさんの供述内容には不自然な点が残るとして、弁護人の主張に理由があるというものであった。

ほどなくして、Aさん本人から無事に釈放されたという連絡があった。興奮しながらうれしそうに礼を述べるAさんの声が、私にとってなによりうれしいものであった。

その後の公判

その後、10月に第2回打合せ期日を行い、争点および証拠の整理を行ったうえで、11月に第3回公判期日を迎えた。

結局裁判所の整理に沿い、架電行為の有無に関しては弁護側の追加書証の取調べのみでVさんの証人尋問は行わず、被告人質問のみ実施する形となった。

12月に出た判決の主文は、懲役1年6月、3年の保護観察付執行猶予。

判決後、Aさん本人、母親と共に保護観察所に向かい、保護観察官から今後の流れについての説明を受けた。Aさんと母親は、真剣に保護観察官の話に耳を傾けていた。

一応は執行猶予が付いたものの、初犯にもかかわらず保護観察付の上に懲役1年6月という結論は、弁護人としては納得しがたいものであった。しかし、保護観察所の指導の下で、判決を受け容れて頑張りたいというAさんらの意向に沿い、控訴は断念した。

最後に

後日、本件を担当した裁判官、検察官と事件について話す機会があった。裁判官には「あそこまでの資料を出されては、決定が取り消されても仕方がない」と苦笑され、「弁護人がAさんを信じて活動したことが、Aさんにとってなによりも今後の糧になったはずだ」という言葉をいただいた。

被告人を信じて闘い抜くこと。この事件は、その重要性を私に教えてくれた。

担当検察官にはその後、私が被害者参加代理人として活動している別事件で大変お世話になってい

る。検察官の誠実な人柄を知るにつけ、本件についても検察官は検察官の立場から、被害者の言葉を信じて行動された結果なのだろうと感じている。

Vさんがなぜ、「電話の相手がAさんの名前を名乗った」と供述したのか、その真相はわからない。しかし、やはり本件については、当初から検察官・裁判官がもっと慎重な判断をしていれば、という思いは残る。

Aさんは保釈取消しにより、せっかく再就職した職

場も、新しくできた人間関係も失った。わずか9日間の勾留の間にAさんが失ったものはあまりに大きく、取り返しのつかないものであった。

最後に、共に闘ってくださったAさん本人およびご家族に心からの感謝を申し上げ、本稿を捧げたい。

(くどう・ゆかり)

※ 本件の地裁決定文はLEX/DB25541582、高裁決定文はLEX/DB25541583に掲載。

